

2021年8月11日

令和3年度後期 工学部・工学研究科専門科目における  
授業および定期試験実施方法の基本方針

工学部長・工学研究科長 榎木哲夫

京都大学における令和3年度後期の授業方針については、新型コロナウイルス感染症の感染状況は引き続き予測が不可能な状況であるものの、現時点では感染予防対策を徹底したうえで、原則、対面授業で実施することが、教育担当理事からの通知で示されています。

工学部・工学研究科の専門科目の授業及び定期試験については、危機対策本部が定める活動制限のガイドラインのレベル（以下、活動制限レベル。8月11日現在、レベル1。）の変更等による全学の方針変更が無い限り、以下の方針とします。ただし、今後の情勢により内容を見直す場合、速やかに連絡します。

<授業>

- (1) 原則、対面あるいはハイブリッド型（オンラインと対面を併用する授業）での実施とする。教室の定員は、原則、試験定員又は収容定員の概ね3分の2以下の基準（一定距離を空けて着席できる人数）とする。
- (2) (1)の基準で教室配当できない科目あるいはやむを得ない相当の理由により対面授業が実施困難な科目については、オンラインでの授業実施を可とする。
- (3) 実験・実習・演習科目や課題研究などの対面での実施が望ましい科目は、3密を防ぐ対策を施したうえで、対面あるいはハイブリッド型での実施とする。
- (4) (1)～(3)以外の理由により工学部長・工学研究科長が認めた科目については、オンラインでの授業実施を可とする。
- (5) 各科目の実施形態については、授業開始までにKULASISで学生に周知する。
- (6) 対面授業の前後にオンライン授業がある場合などに備えて、学生が学内でオンライン授業を視聴できる場所を確保する。学部学生には学科ごとにオンライン授業の視聴場所を用意するが、限度があるので、可能な限り自宅や下宿でのオンライン授業の視聴に協力を願う。また、3密を防ぐため視聴場所を指定する。希望する学生は所属学科事務室窓口で確認のうえ、指定された視聴場所で受講する。大学院学生および研究室配属された学部学生については、指導教員と相談のうえ視聴場所を確保する。
- (7) 授業開始後、感染拡大などにより対面授業の実施が困難な状況になった場合は、学期の途中でもオンライン授業に切り替える。
- (8) 新型コロナウイルス感染症に感染することで重症化しやすい基礎疾患を

有する学生等、対面授業を受講することが困難であることを工学部長・工学研究科長に認められた学生には、履修上の配慮を行う。

<定期試験>

対面形式による試験もしくは非対面形式による試験（オンライン試験、レポート課題等）で行う。

なお、上記は工学部・工学研究科の実施する科目に対するものであり、国際高等教育院等の実施する科目については、対応が異なる場合がありますので、注意してください。